

## 城ヶ崎いこいの園指定短期入所生活介護事業所運営規程

平成18年4月1日制定

一部改正 令和3年6月10日施行

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人城ヶ崎いこいの里（以下「法人」という。）が開設するいこいの園指定短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）は、利用する者（以下「利用者」という。）に対し、指定居宅介護サービスとしての指定短期入所生活介護（以下「サービス」という。）を提供する。

### (運営の方針)

第2条 事業所は、第13条に定める短期入所生活介護計画（以下「サービス計画」という。）に基づき、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。

- 2 事業所は、利用者の意志及び人格を尊重し、常にその利用者の立場に立ってサービスを提供する。
- 3 事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 4 事業所は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係各機関との密接な連携に努める。

### (定員)

第3条 事業所の定員は、2名とする。

- 2 事業所は、併設の指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム城ヶ崎いこいの園において、入所者に利用されていない居室を利用した指定短期入所生活介護事業も行う。
- 3 事業所は、事業所並びに指定介護老人福祉施設城ヶ崎いこいの園の入所定員及び居室の定員を超えてサービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りではない。

### (従業者の職種及び員数)

第4条 事業所は次の従業者を置く。

- (1) 管理者 1名 (常勤)  
(同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する者と兼務可)
- (2) 介護職員及び看護職員 18名以上 (兼務)

- (3) 栄養士 1名以上 (兼務)
  - (4) 機能訓練指導員 1名以上 (兼務)
  - (5) 医師 1名以上
  - (6) 生活相談員 1名以上 (兼務)
- 2 業務の実状に応じ、必要な従業者を置くことができる。

(従業者の職務)

第5条 前条に定める従業者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、事業所の運営管理及び業務の統括をする。
- (2) 介護職員は、管理者の命を受けて利用者の生活相談及び介護に従事する。
- (3) 看護職員は、管理者の命を受けて利用者の保健衛生及び看護に従事する。
- (4) 栄養士は、管理者の命を受けて利用者の栄養管理及び給食管理に従事する。
- (5) 機能訓練指導員は、管理者の命を受けて利用者の機能訓練に従事する。
- (6) 医師は、管理者の命を受けて利用者の医療業務に従事する。
- (7) 生活相談員は、管理者の命を受けて利用者の生活相談及び家族、関係各機関との連絡調整に従事する。

(勤務体制の確保等)

第6条 事業所は、利用者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておく。

- 2 事業所は、その事業所の従業者によってサービスを提供する。ただし、利用者へのサービスに直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 事業所は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保する。

(重要事項の説明及び契約の締結)

第7条 法人は、利用が決定した者等に契約内容及び重要事項を説明し、同意を得た上でいこいの園指定短期入所生活介護利用契約書を交わす。

(サービスの開始及び終了)

第8条 事業所は、利用者の心身の状況、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、または利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、サービスを提供する。

- 2 事業所は、関係各機関等との密接な連携によりサービスの提供の開始前から終了後に至るまで利用者が保健医療または福祉サービスを利用できるよう努める。

(サービスの内容及び利用料)

第9条 サービスの内容は、第13条に定めるサービス計画に基づき送迎、入浴・排泄・食事等の介護、相談及び援助、その他日常生活上の世話、機能訓練及び健康管理等とする。

2 利用料は、厚生労働大臣が定める額とする。ただし、法定代理受領サービスである場合は、介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合とする。

(通常を送迎の実施地域)

第10条 通常を送迎の実施地域は、伊東市、熱海市、東伊豆町及び伊豆市(旧中伊豆町)の区域とする。

(サービス対象外の内容及び利用料)

第11条 サービス対象外の内容は、利用者等との合意に基づき、次のとおりとする。

- (1) 利用者が希望する特別な食事の提供
- (2) 利用者が希望するおやつを提供
- (3) 利用者が希望する理髪、美容サービス
- (4) 利用者の金銭の管理
- (5) 利用者の貴重品の管理
- (6) 利用者が希望する教養娯楽設備等及びレクリエーション行事
- (7) 利用者が使用する日常生活用品の提供
- (8) 通常を送迎実施地域外への送迎
- (9) その他のサービス

2 利用料は、別紙1のとおりとする。

(サービスの取扱方針)

第12条 事業所は、利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、心身の状況等に応じて、サービスを適切に行う。

2 事業所は、相当期間以上にわたり継続して利用する利用者については、第13条に定めるサービス計画に基づき、利用者の機能訓練及び日常生活を営む上で必要な援助を行う。

3 事業所の従業者は、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族等に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

4 事業所は、利用者または他の利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

5 事業所は、提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(サービス計画の作成等)

第13条 事業所は、相当期間以上にわたり継続して利用することが予定される者については、心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、サービスの提供の開始前から終了後に至るまでのサービスの継続性に配慮して他の従業者と協議の上、サービスの目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したサービス計画を作成する。

- 2 事業所は、利用者またはその家族等に対し、その内容等について説明する。
- 3 事業所は、サービス計画の作成に当たり、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成する。
- 4 事業所は、利用者から申し出があった場合には、サービス計画の目的に反するなどの拒否する正当な理由がない限り、内容を変更する。

(相談及び援助)

第14条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等を的確に把握し、次のように相談及び援助を行う。

- (1) 利用者またはその家族等に対し、相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行う。
- (2) 常に利用者の家族等との連携を図るよう努める。
- (3) 教養娯楽設備を備えるとともに、レクリエーション等の行事を行う。

(介護)

第15条 事業所は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術を以って次のように介護を行う。

- (1) 適切な方法により、入浴または清拭を1週間に2回以上行う。
- (2) 適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- (3) おむつを使用せざるを得ない利用者については、おむつを適切に交換する。
- (4) 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- (5) 常時一人以上の常勤従業者が介護に従事する。
- (6) 利用者の負担により、事業所の従業者以外の者による介護を受けさせない。

(食事)

第16条 事業所は、栄養及び利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事を提供する。

- 2 事業所は、利用者の自立支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で食事を摂るよう支援する。

(機能訓練)

第17条 事業所は、利用者に対しその心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、その維持のための訓練を行う。

(その他のサービスの提供)

第18条 事業所は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

(健康管理)

第19条 事業所は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を講ずる。

2 事業所は、その行った健康管理に関し、必要な事項を記録する。

(衛生管理等)

第20条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用水について、衛生的な管理に努めるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 事業所は、事業所内において感染症の発生、または蔓延防止に必要な措置を講ずるよう努める。

3 事業所は、事業所の内外を常に清潔にし、1年に1回以上消毒する。

(協力医療機関)

第21条 事業所は、治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておく。

(留意事項)

第22条 利用者は、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 事業所が定めた諸規律を守るとともに、他人に迷惑を及ぼし集団生活を乱すような言動をしないこと。
- (2) 保健衛生上、居室内で食べ物を調理し飲食しないこと。
- (3) 指定された場所で、喫煙すること。
- (4) 金銭や貴重品は、原則として居室内で所持しないこと。
- (5) その他、事業所の意向に反する行為をしないこと。

2 事業所は、サービスの実施及び安全衛生上若しくは、管理上の必要がある場合には、相当な処置をすることがある。

(禁止行為)

第23条 利用者は、次の行為をしてはならない。ただし、管理者が場所、時間等を指定して許可した場合には、その限りではない。

- (1) 火気を使用すること。
- (2) 危険物及び有害物を持ち込むこと。
- (3) 施設、設備及び備品等を壊したり汚したりすること。
- (4) 他の利用者または従業者の生命、身体、財物及び信用等を傷つけること。
- (5) 迷惑をかけるような宗教活動、政治活動及び営利活動等を行うこと。
- (6) 迷惑をかけるような楽器の演奏等を行うこと。
- (7) その他良識を欠く行為を行うこと。

(損害賠償)

第24条 利用者は、故意または重大な過失によって、他の利用者及び従業者等に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。

- 2 利用者は、故意または重大な過失によって、建物、設備及び備品等に損害を与えた時は、その損害を弁償、または現状に回復しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第25条 事業所は、サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録する。

(掲示)

第26条 事業所は、事業所の見やすい場所に運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持)

第27条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業所は、従業者であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業所は、他の居宅介護支援事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておかななければならない。
- 4 事業所は、利用者またはその家族等の個人情報、サービス提供以外の目的に使用してはならない。

(緊急時の対応)

第28条 事業所は、サービスの提供を行っている時に、利用者の心身の状態に急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医または協力医療機関等への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第29条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等、市町村及びその利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録する。
- 3 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理)

第30条 事業所は、別に定める社会福祉法人城ヶ崎いこいの里苦情処理規程により、利用者及びその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

(非常災害対策)

第31条 事業所は、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制並びに避難及び誘導の体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行う。

- 2 事業所は、周辺の環境を踏まえて、かつ、地震、風水害、火災その他非常災害の種類に応じて前項に規定する計画を作成する。

(虐待防止に関する事項)

第32条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速や

かにこれを市町村に通報するものとする。

(契約の解除)

第33条 利用者または事業所は、次の各号に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 利用者の要介護認定区分が非該当、要支援1及び要支援2と認定されたとき。
- (2) 利用者が死亡したとき。
- (3) 利用者が介護保険施設へ入所又は入院したとき。
- (4) 利用者または家族等から契約の解除の申し出があったとき。
- (5) 利用者が重要事項に定める禁止事項に該当したとき。
- (6) その他、契約を継続することが適当でない特別の理由が生じたとき。

2 利用者は、契約の解除を希望する日の7日前までに申し出る。

3 事業所が都合により契約を解除するときは、契約を解除する日の15日前までに利用者に文書で通知する。

(委任)

第34条 事業所は、この規定に定めるものの他、事業所の運営に関する事項について理事会の承認を得て別に定める。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 現行の城ヶ崎いこいの園指定短期入所生活介護事業所運営規程は、平成18年3月31日廃止する。

附 則

この規程は、議決の日から施行し、平成23年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年12月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年2月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月10日から施行する。ただし、この規程の改正後の第32条第1項各号は、令和3年4月1日から適用し、この規程の適用の日から令和6年3月31日までの間、規定中「講じるものとする」とあるのは「講ずるように努めるもの」と

する」とする。

## 別紙1

### サービス対象外の内容及び利用料

| サービスの内容                         | 利用料金   |
|---------------------------------|--|
| (1) 利用者が希望する特別な食事の提供            | 食事代とする   |
| (2) 利用者が希望するおやつを提供              | 買い物代の実費とする   |
| (3) 利用者が希望する理髪、美容サービス           | 理髪、美容料金の実費とする。   |
| (4) 利用者の金銭の管理                   | 預からない事とする。   |
| (5) 利用者の貴重品の管理                  | 預からない事とする。   |
| (6) 利用者が希望する教養娯楽設備等及びレクリエーション行事 | 行事参加費の実費とする  |
| (7) 利用者が使用する日常生活用品の提供           | 日常生活品の実費とする  |
| (8) 通常を送迎実施地域外への送迎              | 通常を送迎の実施地域を越えた地点から、走行距離6km当たり1リットルのガソリン代は、当分の間155円とする。 |
| (9) その他サービス                     | 利用者等と合意をとった上で実費とする                                     |